

大阪府と国立民族学博物館との手話言語に係る連携協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と国立民族学博物館（以下「乙」という。）は、手話言語の分野において、相互に連携の強化を図り、双方の発展と充実に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接な連携を図り、及び協働することにより、甲乙それぞれが次の事項について寄与することを目的とする。

- （1）甲は、乙の手話言語学研究における研究成果の活用により、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」等（以下、「手話言語条例」という。）に基づく施策の推進を図り、聴覚に障がいのある者のほか、聴覚に障がいのある者とともに生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与する。
- （2）乙は、甲に対し乙の知的・人的資源を提供することにより、乙の手話言語学研究における研究成果の活用、地域連携の推進、並びに乙の学術研究及び教育の発展に寄与する。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力して取り組む。

- （1）手話言語条例に基づく手話の習得の機会の確保に係る取組みに関する事項
- （2）手話通訳者の養成等に係る取組みに関する事項
- （3）その他必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和元年8月28日

甲：大阪府大阪府中央区大手前二丁目

大阪府知事 吉村 洋文

乙：大阪府吹田市千里万博公園10-1

国立民族学博物館 館長 吉田 憲司